

令和6年8月23日告示第42号

日高村ふるさとものづくり支援事業補助金交付要綱を次のように定め、令和6年8月23日から適用する。

令和6年8月23日

日高村長 松岡 一宏

日高村ふるさとものづくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域資源を活用した新商品開発等に取り組む企業等に対して支援を行うことにより、地域産業の育成・振興により地域における投資や雇用の創出を促進することを目的として、一般財団法人地域総合整備財団（以下「ふるさと財団」という。）が行う助成事業による補助金を財源とした日高村ふるさとものづくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、日高村補助金交付規則（平成12年日高村規則第16号）第20条に定めるもののほか、この告示の定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、ふるさと財団が定めるふるさとものづくり支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく補助の決定（以下「助成決定」という。）を受けた者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、実施要綱第3条に基づき助成決定を受けた事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、実施要綱第5条に基づき助成決定を受けた補助金の額とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、実施要綱第4条に定める別表第1及び別表第2に掲げる経費とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に実施要綱第8条に規定する交付申請に際して提出した書類（申請書を除く。）を添付し、村長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 村長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金等を交付することが適切と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(決定内容等の変更)

第8条 申請者は、補助金交付決定後、補助対象事業に変更が生じたときは、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に実施要綱第10条に規定

する変更申請に際して提出する書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の申請があったときは、その内容を審査したうえでその適否を決定し、申請者へ通知する。

(事業の補助金交付決定前着手)

第9条 申請者は、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、事前着手承認申請書（様式第4号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、事前着手承認通知書（様式第5号）により通知する。

(中間報告)

第10条 申請者は、中間報告書（様式第6号）を添付し村長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による中間報告書の提出期限は、実施要綱第11条による。

(実績報告)

第11条 申請者は、事業が完了したときは、補助金実績報告書（様式第7号）に実施要綱第13条に規定する完了報告に際して提出する書類（完了報告書・補助金請求書を除く。）を添付し、村長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、実施要綱第12条による。

(額の確定)

第12条 村長は、補助金実績報告書及び関係書類が提出されたときは、その内容を審査し、適當と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に補助金確定通知書（様式第8号）により通知する。

(補助金の交付請求)

第13条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）を提出する。

- 2 村長は、特に必要があると認めるときは、補助金は概算払により交付することができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、村長が別に定める。